



子育て

問 伊奈庁舎こども課 (内線4202)

児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されないのでご注意ください。

■支給要件（受給者資格）

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を保護者として養育している母、「児童」を保護者として養育しており、かつ、生計を同じくする父、両親にかわってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいのある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母に一年以上連絡がとれず、父母が養育を放棄している児童
- ⑥父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻せずに生まれた児童
- ⑧母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童
- ⑨父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

※配偶者と生計同一である場合（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）や、日本国内に住所がない場合は支給されません。

■「児童」とは

0歳から18歳に達した日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までの方をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。受給者・児童ともに国籍は問いません。

■手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と生計同一の扶養義務者（親族）の所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。所得が所得制限額を超過した場合、手当が支給されない場合もあります。

手当は、認定請求した月の翌月分から支給され、年6回（奇数月）に分けて支払月の前月分までの手当が支払われます。（支払日については、支払月の11日となります。支払日が、土、日、または休日ときは、繰り上げて支給されます。）

■現況届について

手当を引き続き受けるためには、毎年8月に現況届の提出が必要です。受給資格者の方で、まだ現況届の手続きがお済みでない方は、至急手続きを行ってください。

■障害基礎年金等を受給されている方へ

これまで、障害基礎年金等を受給されている方は、障害基礎年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。

令和3年3月以降は、児童扶養手当の額が障害年金の「子の加算部分」の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

■障害年金等とは

障害基礎年金（国民年金）、障害補償年金（労働者災害補償保険）などを含みます。



水稲病害虫の防除にご協力ください

問 谷和原庁舎産業経済課 (内線3108)

水稲農家の皆さんは、今年も品質の良いお米を生産できるように、早めの水稲病害虫の対策にご協力をお願いします。

イネ縮葉枯病や、カメムシ、いもち病、イネミズゾウムシなどの被害を防ぐためには、害虫の生息・越冬場所となる水田周辺のイネ科雑草を除草し、

育苗箱に防除薬剤を使用することも効果的とされています（農薬を使用する際には、使用方法や注意事項を必ず確認してください）。

地域全体での継続した病害虫の防除で、つくばみらい市産米の品質維持に取り組ましましょう。

■手当月額（令和4年4月～）

児童1人	全部支給	43,070円
	一部支給	43,060円～10,160円 (所得に応じて決定されます)
2人目の児童 加算額	全部支給	10,170円
	一部支給	10,160円～5,090円 (所得に応じて決定されます)
3人目以降の児童 加算額	全部支給	6,100円
	一部支給	6,090円～3,050円 (所得に応じて決定されます)